

平成18年度
阿蘇広域行政事務組合
職員採用試験のご案内



採用予定職種及び人員
消防吏員(高卒程度)
4名程度

受験資格 昭和59年4月2日〜平成元年4月1日までに生まれた者

受付期間 7月24日(月)〜8月11日(金)まで

試験日
第1次試験 9月17日(日)
第2次試験 未定

試験会場 未定

地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。
試験案内及び申込書は7月上旬に阿蘇広域行政事務組合事務局総務課総務係、消防本部総務課に用意します。なお、試験要項は若干変わることがあります。

問い合わせ先
阿蘇広域行政事務組合事務局
総務課総務係
24 5111
阿蘇広域行政事務組合消防本部
34 6024
部総務課

一の宮町土地改良区
職員採用試験のご案内

平成18年度一の宮町土地改良区職員採用試験を次の要領で実施します。

職種及び採用予定人数
一般事務 1人

試験内容 高等学校卒程度

受験資格
昭和49年4月2日(32才)から昭和63年4月1日(18才)までに生まれた者
測量士補の資格を有する者
阿蘇市一の宮町に在住出来る者

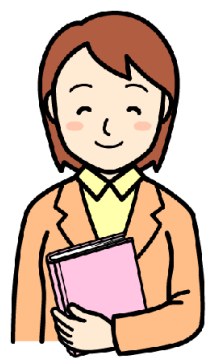
試験日時 7月9日(日)
午前8時30分より受付
午前9時より試験開始

試験会場 阿蘇農業協同組合
一の宮中央支所

受付期間 6月20日(火)〜6月27日(火)

受付時間 午前8時30分〜午後5時まで

問い合わせ先
一の宮町土地改良区事務局
22 4081



国民年金からのお知らせ

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、次のいずれかの年金に加入しなければなりません。

第1号被保険者

農林漁業・自営業・自由業
学生・無職等の入

第2号被保険者

厚生年金や共済組合等に
加入している会社員や公務員の人

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の人

現在、国民健康保険に加入している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第1号被保険者の対象となります。届出をしていない方は早急に届出をしてください。

届出をしないでこのままの状態ですと、万が一の場合、年金が受給できないことが考えられます。

~万が一の場合とは~

ケース1(病気やケガで障害状態になった場合)

病気やケガで障害の状態になったとき、一定の要件を満たせば、障害基礎年金が支給されますが、このまま届出をしないでいると、障害年金が受けられないことがあります。

ケース2(夫に先立たれた場合)

老齢年金を受ける資格要件を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「18歳未満の子のある妻」や「子」に支給されますが、このまま届出をしないでいると、遺族年金が受けられないことがあります。

ポイント 保険料がかかりますが、所得の状況により免除制度がありますので、ご相談ください。免除された期間は、保険料を納付した期間に含まれます。詳しくは、国民年金係 22-3135まで